

# 事務所通信

平成22年秋号

こんにちは。立川です。

9月に、日本振興銀行が破綻してしまいました。そして、はじめての、「ペイオフ」となっていました。

ペイオフとは、金融機関が経営破綻となったときに、預金の元本1,000万円とその利息までしか保護されないというものです。

そして、ペイオフは、個人はもとより、法人にも適用されてしまいます。

新聞報道によれば、日本振興銀行の場合、預金が1,000万円を超える人は、全預金者の3%であって、大半の人は預金全額が守られたようです。幸いにも、今回は大きな混乱はなかったようですが、今後ますます金融機関選びには、自己責任が伴ってきます。

ところで、預金保険制度では、預金等を次の3種類に分類しています。

- ① 当座預金、利息の付かない普通預金などの決済用預金
- ② 利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、貯蓄預金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）などの一般預金等
- ③ 外貨預金、譲渡性預金など

平成17年4月以降、預金保険制度では、次のように処理されています。

(1) 保護されるもの

①の決済用預金は、全額保護される。また②の一般預金等は、合算して元本1,000万円とその利息等について保護される。

(2) 保護されないもの

②の預金のうち、元本1,000万円を超える部分と③の保護対象外の預金等及びこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況等に応じて払い戻されるためカットされる場合もある。

「破綻金融機関の財産の状況等に応じて払い戻されるためカットされる場合もある」とありますが、実質的には「預金の元本1,000万円とその利息までしか保護されない」ということです。

現状では、「普通預金」を「利息の付かない決済用預金」に変更することで、リスク回避できますので、安心いただけると考えています。

(代 表 立 川 勝 一)

## ■ グループ法人税制について

平成22年10月1日より、グループ法人に関しての新たな税制が適用されることになりました。一言でいえば、

- ① 完全支配関係がある法人の間で、
- ② 一定の資産の譲渡をした場合には
- ③ その資産の譲渡損益を繰延べ、
- ④ 譲受法人において譲渡等の事由が生じたとき、  
または、譲渡法人と譲受法人との間で完全支配関係を有しなくなったときに、  
その繰延べた譲渡損益の全部又は一部を取り戻すという制度です。

そして、

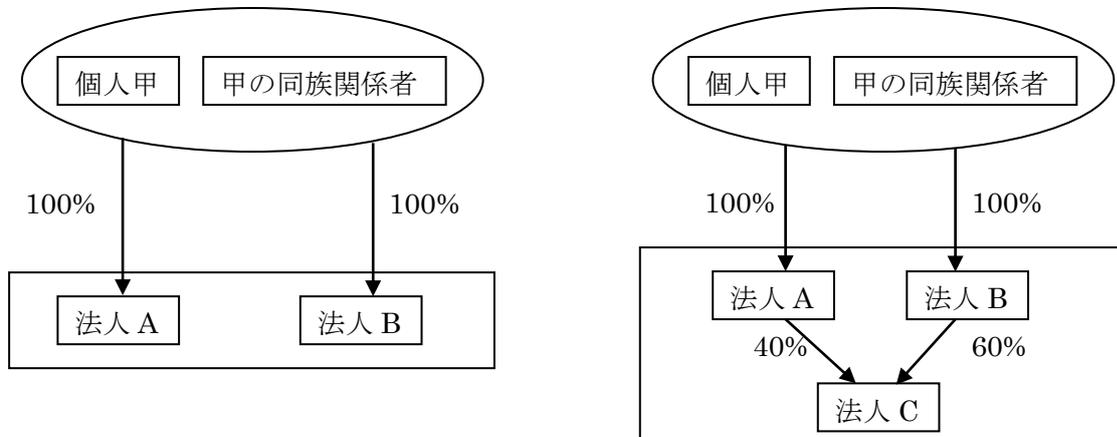
- ⑤ 完全支配関係にある法人との関係を系統的に示した図を、法人税の申告書に添付しなければならないこととなりました。

まず①の、「完全支配関係」とは、次のものをいいます。

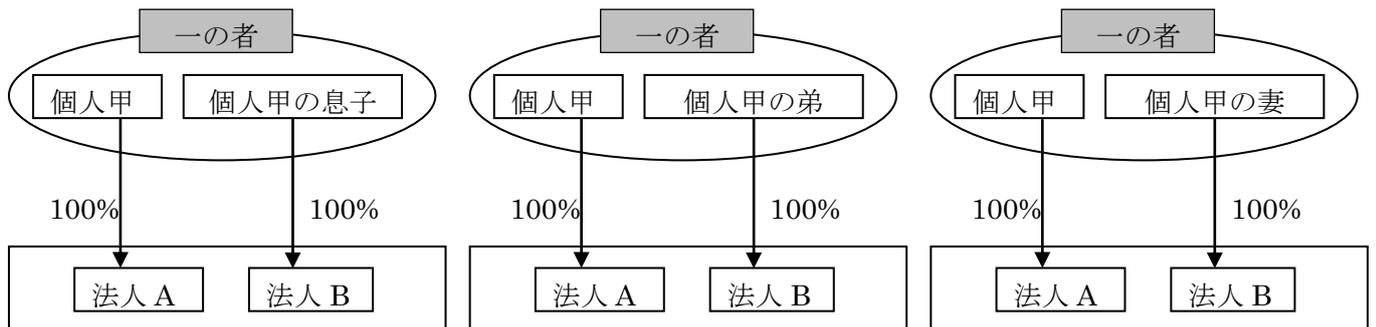
イ 当事者間の完全支配の関係

ロ 一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係

具体的には、下記のとおりです



また、この税制では、個人株主と同族関係者を「一の者」として判定することになります。つまり、下図のような場合でも、法人Aと法人Bは、「一の者」による当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係となります。



ここでいう、同族関係者とは、「親族」ということです。

つぎに、②の「一定の資産の譲渡」です。

具体的には、原則として次のイからホの資産の譲渡で、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上の資産をいいます。

イ 固定資産

ロ 棚卸資産である土地等

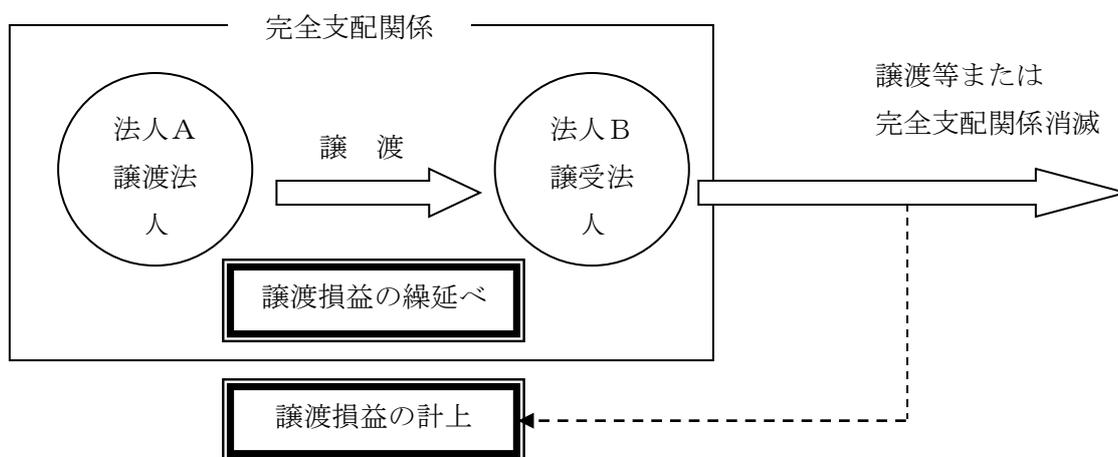
ハ 有価証券

ニ 金銭債権

ホ 繰延資産

例外として、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円未満の資産の譲渡は、対象外となります。

つぎに、③の「その資産の譲渡損益」を繰延べるとは、下記の図の、完全支配関係にある法人Aが、法人Bに、②の一定の資産を譲渡したときに、その譲渡益、または、譲渡損を計上しないことにする というものなのです。



それでは、④ いつ、譲渡益、または、譲渡損を計上するかというと、上記図の、  
イ 完全支配関係のあった法人Bが、②の一定の資産を譲渡したとき  
ロ 完全支配関係のあった法人Bが、完全支配関係でなくなったとき です。

そして、最後の⑤です。

左のような図を、法人税の確定申告書に、添附義務となってしまいました。

親子、兄弟姉妹、夫婦、あるいは、ご親族のみで2法人以上を経営されているお客様には、左のような図の作成にあたり、ご協力をお願いいたします。

## ■ 編集後記

先日、事務所の旅行で、四国に行ってきました。

四国といえば、高知県。今話題のNHK大河ドラマ龍馬伝、坂本龍馬の生い立ちのなかの撮影風景として出てくる場所です。

さっそく、桂浜へ。テレビCMのとおり、龍馬が浜辺で立っている風景そのものでした。ガイドさんのお話しでは、テレビの影響で、今年の2月から観光客が増加して、土曜日・日曜日はすごく忙しく、駐車場も観光バスでいっぱいになっているそうです。

桂浜のそばにある博物館には、高杉晋作より護身用として贈られたといわれる、スミスアンドウエッソンが展示されていました。残念ながらレプリカでした。

夜は、宿から歩いて高知城に行き、高知市街を散策しました。

高知城の近くに、ひろめ市場という場所がありました。ここでは、自由にすわって、いろいろなお店で、好きな物を注文できるシステムでした。

焼酎を一杯注文しました。東京の感覚ですと、グラスにシングルといった感じですが、グラスにドバドバと、いっぱい注いでくれて、金額も低価格で、皆ビックリしました。

翌日は琴平まで電車で行き、全員で、金刀比羅宮まで、785段の階段を上りました。少し二日酔いの者もいました。「楽しんで上ると願いが叶わない」という、いい伝えがありますので、金刀比羅宮まで、ケーブルカーや、ロープウェイはありません。訪れる方も、老若男女問わず、大勢いました。当日は非常に暑い日でした。皆汗びっしょりかいていました。前日のアルコールの毒素が抜けた者もいたようです。

皆で一つの事が達成でき、良かったです。

( 小 林 )